

十六 字音仮名遣問題

(昭和十五年五月)

藤村 作

『国語問題と英語科問題』(昭和十五年五月)に掲載されたもので、歴史的な仮名遣いを尊重する立場から、字音仮名遣い問題を解決する方法を考察したもの。藤村作(一八七五—一九五三)は国文学者で、東京帝国大学教授。国語審議会委員。

国語仮名遣を大体発音式に改定したいといふ、臨時国語調査会案には、世間に賛否が相半ばしてゐるやうに思ふ。従つてその実現性は頗る乏しい。併し字音仮名遣に限つては、これを発音式に改定したいといふことには、大体異議は甚だ少いやうに見られる。併しそれも十分に調査研究を遂げた上に立てた意見は少く、単に言語学の理論に立つか、又単に便宜主義に立つかに止つてをり、或は初等教育上といふ社会一局部の見地から立てた意見が多いやうに思はれる。教育上についてこの問題の歴史を見ると、明治三十三年に小学校令改正の際に、字音仮名遣を発音式に改めることになつたが、その実施の結果、字音仮名遣と国語仮名遣との間の区別がつきにくい

といふ点から、社会の非難があつた。これに鑑みて、明治四十一年文部省訓令を以て、これを再びもとの歴史仮名遣に復した。併しこの時文部省は

省令改正の結果、字音仮名遣は小学校に於ても他の学校に於けるが如く、古来慣用の例に依るべく、教科用図書亦之に依りて編纂せらるべし。然れども、字音仮名遣の為徒に国語の学習を難渋にし、児童の心身を過勞せしむるが如きは、務めて之を避けざるべからざるを以て、敢て繩墨に拘泥するを要せず、便宜従前の仮名遣を許容する等取捨その宜しきに従ひ、適當の教授を施さんことを要す。

と示してあるので、実は教授上字音仮名遣だけは発音式でも差支ないといふことになつてゐるのである。併し未だ発音式なものが正式の字音仮名遣と国家に認められてはゐないので、教授の実際上では往々迷つてゐる形で、問題として依然今日に残つて来てゐる。

小学国語読本には、歴史的な字音仮名遣を歴史的国語仮名遣と共に採用してをり、これに対して臨時国語調査会は発音式に近い一つの案を発表してゐるので、實際教育者は、以上の歴史と、教授上の便宜主義とから、一方ではどうせ将来は発音式なものになるであらう、それが進歩的な考へ方であるといふやうな考を持つと共に、又一方には小学国語読本に歴史的な字音仮名遣が採用されてゐる以上、飽くまでもこれに依るべ

きであるといふ考もあつて、その間の取扱に困つてゐるといふのが実状であらう。

この問題は独り学校に於ける国語教授上の問題ではない、社会に於ける国語表記法の問題でもあるから、これが解決を計るには、社会と教育界との両方面に眼を配ることが必要である。単に児童学習上の便宜といふことばかりから解決されてよいものではない。そこで余は社会と学校とに果してこれが改定の要があるか、又発音式なものにして、果して便宜であるか否かについて、新に考へ直して見たいとおもふ。

単に言語学上の理論的抽象論としてならば、歴史的字音仮名遣には不便、困難があり、これを発音式なものに改めることに依つて、その不便困難は余程救はれるといふことは、余りに明かであるといへる。併し長い伝統を有して、それで莫大な過去の文献が記されて来てゐる以上、實際上多くの不便困難が感ぜられてゐなければ、これを強ひて改めることがよいとは思はれない。むしろ多少の不便困難はあらうとも、これを忍ぶ外はないとせねばならぬ。故にこの問題を議するに當つては、その不便困難が何処に存し、どれだけの多数者がそれを感じてゐるか、又どれほど甚だしいものであるか、さうしてこれを発音式に改定する結果の良好なるべき見込が立つかどうかといふやうな点が、十分に考慮された上で、著手さるべきことであつて、単なる言語学上の抽象論や、少数者の不便の為に

解決すべきものでない。義務教育を修了して社会に立つところの男女が、現に字音仮名遣について甚だ多くの誤謬を繰返したり、又その為に大に不便困難を感じてゐるか否かを考へて見よう。義務教育を受けて修了したものは、少くとも臨時国語調査会案の常用漢字の数或はそれ以上の漢字を習得してゐる。その中の幾パーセントかは多くの人に忘れられてゐるであらうが、相当数は記憶され、又それらが彼等の實際生活中の必要な漢字であることに疑はない。ところが漢字の習得者についていへば、字音仮名遣は漢字の中に摂取されて、一旦漢字を習得したのものには、殆どその字音仮名遣は必要性を失つてしまふものである。それで、多数の義務教育修了者は、字音仮名遣についてはさしたる不便困難を感じてゐない。感ずるにしても稀なる機会に過ぎないのである。これは書く、記す方についていふので、読む方では固より一向に不便困難を感じてゐないといつてよいのである。

以上は、一般多数者についていふのであるが、特殊な少数者の例外はある。さうしてそれはどれだけの数に上るかを見ると、字音仮名遣に平常不便困難を感じてゐる特殊の人としては、印刷屋、新聞社等の校正係が思ひ出される。それから大衆的な読物の筆者、作者が思ひ出される、即ちルビ付きの原稿を書く職業の人達である。併しこれも社会の多数人の中にあつては極めて少数に止まるのである。殊に近頃の通俗読物

の印刷をなすところには、ルビ附の活字を準備してあるから、その少数者の不便困難も、幾分軽減されてゐるのである。以上に依つて、書く方に就いて、實際上字音仮名遣の不便困難を社会方面に求めると、殆ど問題とするに足りないのである。それで改定するにしても、少数者の便宜の為の改定といふことになるのであるから、この方面では改定の必要は甚だ微弱であると断ぜざるを得ない。

次ぎに、読む方に移つて考へてみよう。「かふふ」と仮名書きにして、「コーフ」と読み、「テフ」と仮名書きして「チヨウ」と読むの類の字音仮名遣は一通り困難である。併しこれはさういふ仮名書きのみの場合のことで、世間の実際ではかういふことは甚だ稀である。「甲府」と漢字が添へてあつたり、甲府と漢字で書いてそれにかふふと振仮名してある場合、「蝶」の漢字にテフと振仮名してある場合であると、一応漢字を習得したものには、読むにさして困難ではないのである。多少の困難はあるとしても、凡てのことに多少の困難のないものはないのであるから、この為に改定しなければならぬといふことは出来ない。

次に教育上の不便困難のことに就いてみよう。余は初等教育方面から、字音仮名遣は取扱上困難一方でないかのやうに聞くので、嘗て、その方面の人々にどこにどういふ困難の存するかについて、具体的に聞かせて貰ひたいと希望してゐる

が、遺憾ながら未だ成るほどと思はしめられたものがない。先づ第一に聞きたいのは、今字音仮名遣が明治四十一年の文部省訓令の精神をよく汲んで取扱はれてゐるかどうかといふことである。この精神をよく汲んで、繩墨に拘泥せず字音仮名遣を教へるにしても、やはり不便困難一方ならずとされるのであるか、どうかも聞きたい。さうしてそれでも不便困難一方ならずとするならば、それはどういふところにあるかも聞きたいのである。或は答ふるであらう。読本に歴史的字音仮名遣が用ひてあるのに、それに拘泥するなといつても無理である。児童は従順正直なものであつて、飽くまで読本を正しいものとし、これに従はうとするから、教師が拘泥しまいとしても、児童は拘泥しないではをられない。従つてどこまでも歴史的字音仮名遣を記憶しようとする。記憶しようとする以上、大人でさへよくしないものが児童の為に困難なことはいふまでもない。拘泥するなといふのは児童の心持を解せず、又教師の立場を解しない註文であると。或はも一歩進んで、教育には一定の規範を必要とする。拘泥するな、いゝ加減に取扱へといふことでは、教育にはならないといふかも知れない。

これには一応の理由はあるとしよう。しかし、それだから、字音仮名遣そのものを改定しなければならぬと結論するのは早過ぎる。試みに余は小学国語読本の実際に就いて調査し

て見たことがある。小学国語読本がすべての点から見て、欠点のないものであり、又すべての点が十分な基礎の上に立つて作られてゐるものとは思はないが、今は暫くこれを基礎として初等国語教授に於ける字音仮名遣取扱の困難如何を考へることとする。

小学国語読本を取つて、巻一より巻八まで、即ち第一学年から第四学年にかけて、どういふやうに誤り易い字音仮名書きが教授されることになつてゐるかを調べて見ると、

八	七	六	五	四	三	二	一	巻
6	7	8	10	25	18	21	13	仮名書き 誤り易 き新出字 音数
13		18		43		34		
7	7	11	10	21	20	20	12	同上
14		21		41		32		漢字 数
13	18	36	15					振仮名 新出語 音仮名 誤り易 漢字の 数
31		51		2				
142	156	176	160	141	93	61	21	新提示 漢字 数
298		336		234		82		

右の表のやうになつてゐる。一語一字の数の調べ誤りもないと断言し得る自信は持たないが、誤があつてもそれは極めて少数に過ぎないと信ずるから、これを基礎として考へることに不都合はないであらう。

さて此の表で見ると、小学校に於て字音仮名遣教授の困難の訴へらるべきは、第一学年、第二学年であつて、第三学年ではもう大したことはない。第四学年となると問題とするに足りない。第五、第六年の読本は調べて見ないが、第四学年を以てこれを推して知ることが出来るのである。

これを具体的にいふと、巻一で漢字数を教へること二十一字で、而も極めて字面の簡単なものに限つてある。然るに約その半数の十二字といふのが、誤り易い字音語の含む漢字の数であるから、これをそのまま漢字で教へるとすると、三分の一だけ漢字の提示数を増加することとなる。これは過当であるかも知れない。又その増加さるべき字音仮名遣を漢字にする、

郎、校、行、相、走、様、層、中、生、治、将、降

の十二字である。さてこの中、「行」、「中」、「生」の三字は字面が比較的に簡単で、巻一に出してある漢字中の目と較べて画の数も約同数で、形も比較的に見易いものであるから、これらは漢字に代へることが出来るとしても、外のもののは、これらに較べると字面も多く、又形の記憶しにくいものもあるの

で、これを漢字に代へることには異論が多いかも知れない。故に三字を漢字に代へ得るとして、残りの九字だけ依然誤り易い字音仮名遣として、仮名書きのまゝに残ることとなる。次に巻二を見る、これも仮名遣の誤り易い字音語を漢字で挙げて見ると

方、遠、坊、当、自、縫、頂、形、病、上、急、中、
所、事、障、子、頭、褒、貨、関

の二十字ある。巻二に新たに掲示された漢字中には「雲」、「雪」、「学」、「前」、「時」などが見えてゐるので、字画の数や形の難易から見て、「方」、「坊」、「自」、「頂」、「形」、「急」、「上」、「中」、「所」、「事」、「貨」などは漢字に代へられてもよからう。この十一字を減ずると、この巻も九字残ることとなる。巻三以下のことは暫く省く。

以上に依つて考へると、小学校国語読本巻一二を現在のまゝにして教へるとすると、字音語で誤り易いのは、語数で三十四語。漢字に直して三十二字。この三十二字は巻一二で提示されてゐる漢字の八十二字に対しては、相当の比率を持つのである。それでそれを直に漢字に引き直すことには相当の困難があるといふことになる。仮りに漢字に代へべき可能性を持つ、右の十四字を漢字に引き直すすると、十八字が仮名書きのまゝに残り、字音仮名遣の誤り易いものである。併

し十八は八十二に対して比率は相当に下るわけである。さうして巻一の誤り易い字音語の含む漢字の中、「郎」と「校」と「生」の三字は巻二に提示されてをり、「方」、「所」の二字は同巻二中に提示されてゐるから、現在のまゝにしても、これだけは第一学年を終ふると、字音仮名遣は忘れても差支なくなると考へることも出来る。以上は字音仮名遣教授に最も困難を感ずべきかに考へられる、第一学年について見たのである。第二学年になると、巻三、巻四で、仮名書きの誤り易い字音語の含む漢字の数は、四十一、これを同二巻の新提示漢字数の二百三十四字に対して見ると、比率の上では第一学年に比べて大に下つてゐる。この比率は順次高学年になるに従つて低下してゐるやうである。

これについて考へると、實際上誤り易い字音語数は存外少いのであつて、一二学年だけが問題で、以上の学年ではさしたる問題ではない。そこで小学国語読本を現在のまゝにして教授するとして考へて見よう。

一旦歴史的な字音仮名遣を記憶しても、それに相当する漢字が提示されるれば、字音仮名遣は直に不用に帰する筈であるから、順次に高学年に進むに従つて、字音仮名遣の困難不便を感ずることは少くなつて行くのである。今この通減の關係を小学国語読本で見ると、

	提示される漢字の数								
	総数	卷一	卷二	卷三	卷四	卷五	卷六	卷七	卷八
(卷一)	12	10	2	3	3	2	0	0	0
(卷二)	20	2	3	3	0	3	3	0	2
(卷三)	20	1	3	2	1	0	3	0	1
(卷四)	21	0	0	1	2	5	2	1	2
(卷五)	10	0	0	0	0	1	1	0	1
(卷六)	8	0	1	0	0	1	0	0	2
		4	7	8	9	4	1		

かういふやうに、一年々々と字音仮名遣は必要がなくなつて行く。そこで最後に残るものが問題であるが、卷一の残りの一つは「たいさう」の「さう」で、これに当てる漢字を「相」とすれば、それは卷五で消えるが、世には「層」の字も用ひてゐるから、「層」とすると、卷八までには消えないで残ることとなつてゐる。この「層」の字は臨時国語調査会の常用漢字案中にも在る字で、相当頻度数の多い字であらうから、卷十二までの中には当然用ひられてよい字である。卷二で残つてゐるのは、「坊」、「障」、「褒」、「貨」、に当る四語であるが、この四字も臨時調査会案の常用漢字中に在るもので、固より卷十二までに教へて然るべきものであらう。卷三で残るのは、「縁」、「層」、「競」、「蝶」、「員」、「条」、「障」、「勞」、「龍」に当る九語であつて、前巻と重複するものが二語あるから、新しいものは七語である。その七語に当る漢字も亦現状では、普通教

育でどうしても教へておかねばならないものである。卷四では、「艘」、「援」、「童」、「郵」、「類」、「随」、「獵」、「屏」に当る八語が残る。この八字も凡て教ふべき漢字である。卷五は、「暴」、「恰」、「寅」、「寅」、「総」、「拍」、「構」、「剽」の七字で、「恰」、「寅」、「剽」の三字は教へなくても済むか知らぬが、他はどうしても必要である。卷六では、「増」、「粮」、「塵」、「瓢」、「籠」の五字、これらもほゞ同じことである。これを括めて考へると、小学校方面で国語教育上で字音仮名遣を打棄て置くべからざる国語教授の障害であるかのやうにいふのは、少くとも読本の上では大袈裟に過ぐる説であらう。併し字音仮名遣のことは、小学校では、他の学科の上にもあることであるから、もう少し広く調べなければ、十分には言へないが、恐らく調査して見ても国語読本の方と大差はあるまい。以上に依つて、字音仮名遣に印刷上、教授上に多少の不便困難は認められるが、万難を排しても、これを簡便化しなければならぬほど不便困難の多いことではないことが知られる。併し又多少にても不便困難のあることは疑はれないことであるから、それが他にさしたる不都合を生ずることなく改められるものならば、改めるも決して悪いことではないから、その辺のことも含んで、その方法をも問題として見よう。字音仮名遣を簡便化しようといふ論者の考へてゐる方法は、歴史的なるものを改めて、現在の発音のまゝを仮名で表記す

る方法にしようといふのである。さうすれば、成るほど歴史的なものより簡易便利にならう。併しさうすると、こゝに直ぐ問題になるのは、書く方ではその一種の発音式字音仮名遣に統一されるであらうが、読む方では歴史的と、表音的との二種の字音仮名遣の社会に存することにならう。今日までに社会に印刷され、書き残されてある国民必要の文献を悉く新定の発音式字音仮名遣に改めることは恐らく実行し難いことであるから、社会に二種の字音仮名遣の存在は避け難いこととならう。又教育上では現行制度の下では、中等学校ではこの発音式字音仮名遣新定以前の文を読むことになつてゐるから、中等学校以上ではすぐにこの二種の字音仮名遣を学習しなければならなくなるのである。実際上ではいづれにしても漢字に隠れてしまふから、大した問題ではないが、古典ものになると、どうしても歴史的発音仮名遣の知識なしにはどうにもならない場合がある。一体我が国には同一語が、漢字と仮名と二様に書きあらはせるのも余計なこととも考へられる（現代及び将来の国文は漢字交り文と昔言つた、仮名漢字併用されるものとして考へれば、漢字で書くべき語はこれ、仮名で書くべき語はこれと定めるが最も便利である。それをどちらでもよいとするのは、便利のやうで却て不便である。）のに、その仮名書きに又二種も設けるのは愈々煩はしくなるのであるから、仮名遣の如きは、実際上不便困難を感じて

ゐることが甚だしく、而もその不便困難は大多数国民が感じてゐるといふのでなければ、改めない方がよいと考へる。

それならば、字音仮名遣は現在のまゝに、歴史的なもののみを正しいと認めておいた方がよく、教育上でも、その一本道を通すがよいかといふと、余の考は必ずしもさうではない。余はこの両説を共に生かす方法を考へてゐる。

それはかうである。字音仮名遣は歴史的なものの唯一を正しいと認めておく。あらゆる書物、印刷物にはこれに従はせる。

さうすると、歌人、俳人が歌を書き、句をしるし、書家が仮名文を書く場合にも、その美感を損ずるやうに感ぜられてゐた、表音式仮名遣は用ひないことになるから、この方面からの従来の反対は消滅するであらう。それから、歴史的発音仮名遣に実際上不便困難を感じてゐる場合を考へると、

音声語を記憶して、それに相当する漢字を忘れてゐて、已むを得ず、これを仮名書きする時、(イ) 電報用文に字音語を用ふる時、(ロ) 初等教育初年級で仮名書き文を教へる時、(ハ)

が、私の考に浮かぶ。その他では前いつた通り通俗な読みもこの作者、印刷所の校正係が考へられる。

(イ)の場合も、統計的にいふことは出来ないが、今の義務教育終了者は、在学中に習得した漢字を相当数忘れてゐるといはれる。さうすると、その忘れてゐる漢字の中に又相当に誤り

易い字音語も含まれてゐることであらう。それを仮名書きにするには歴史的仮名遣では間に合はないから、字音仮名遣を簡易化するか、何かの方法が必要である。

(ロ)の電文の場合は、これを私の知つてゐるかぎりでいふと、歴史的仮名遣を正確に使つてゐる人は殆どない、又正確に使はうとも考へてゐない。電文は字数を少くする要があるから、字数が少くて用の達し得るやうに、仮名遣をも工夫してゐる人が多数である。例へば「朝鮮」と書く場合には、所謂発音式に「チヨウ」とすると三字となつて、場合に依つては料金の上で損をするから、歴史的字音仮名遣を取つて「テウ」と書いてゐる。但し歴史的字音仮名遣と意識して用ひてゐるかどうかは明かでない。又「明朝」といふやうな字音語は音にしてはまぎれ易いから、「あすあさ」といふやうに、穩かな正しい国語の使ひ方をすることが多い。かういふことは一般であるが、併し字音語も絶対に避けられるものではないから、やはり、一定したわかり易いものが定められるならば、便宜であるに相違ない。併し又その際にも字数の関係で絶対にその正しいと定められた書き方が用ひられるやうにはなるまい。(ハ)の場合について考へると、現今小学校、中等学校で教師が正当な教授法、試験法を誤つてゐることのある為に、歴史的仮名遣の困難を感ぜしめてゐることの多いことを知らねばならない。初めにいつた通り、文部省令に於て既に早

く、字音仮名遣を繩墨に拘つて教へて、児童を徒らに勞してはいけないと示してあるから、この令の意を十分に生かして取扱ふ工夫をすればよいのに、この令のあることすら忘れて、無理を児童に強ひてゐるの類があるとおもふ、訓導としては、読本中のまぎれ易い字音語は僅かばかりの漢字数のことであるから、確に記憶して置いて指導することは絶対に必要とおもふ。さうでなく、訓導がこれを知らずに、場合によつてまち／＼に書くやうでは、教育そのものに対する児童の信頼を少くするおそれがある。尋常料に仮名書きで出してある字音語數位の記憶は教師に取つては易々たることである。かくして、教師は平常正しく書いて、児童には強ひないといふ態度を取ればよい。さうすれば勿論試験問題や、書取りに歴史的字音仮名遣を出すの要はない。よし出して、以上の心構で見れば何の弊もない筈である。さうして一旦基本的な漢字で同じ言葉の書き方を教へたら、その漢字書きを正しい書き方として教授すべきである。(漢字問題のことはその項を見られたい。)かうして行つてこそ国語表記法の統一整理は行はれる。一つの言葉を書き表すに、漢字でも仮名でもよいといふことにすると、便利なことが書く方にあつても、見る方、読む方ではやはり不統一から来る不便を受けねばならぬ。それであるから、これはやはり統一的にすべきである。序にいふ国定読本にすら、往々この統一の欠けたところがあるやう

であるが、中等読本には一般社会の不統一をそのまま反映して頗る不統一になつてゐる。例へば仮名を多く用ふる山本有三君、武者小路実篤君の文章は仮名沢山で出てをり、又反対に漢字を多く用ふる人達の文章は漢字沢山で出てゐる。それで、全体から見ると、国語を文字に写し出す方法の上に統一がないといふことになつてゐる。これは文部省に於て考へて、苟くも教科書として検定する以上、かゝる区々の表記法は統一する方針を立つべきである。かうして小学校では、一旦漢字の表記法を以てすべき国語を漢字で教へた以上は、児童のすでに習得してゐる国語の仮名書き法は忘れてよいものと考へて、一切その字音仮名遣は書き取りにも出さず、試験問題にも出さないことを元則とすべきである。ところが、それが実際には行はれてゐないと聞く。需要供給と漢字で教へてゐるのに、その字音仮名遣を問ふやうな、混じり易い漢字音語の漢字を示して、それに仮名を振らせる書取を課するやうな人があると聞く。さうして誤り易い漢字音語を並べて、字音仮名遣を付けさせる試験問題を出したりするに至つては沙汰の限りといふべきである。これではまるで文部省訓令を無視してゐるばかりでなく、その人の国語上の識見を疑はせるのである。

かやうに教師の考へ方を改めると、字音仮名遣で児童を苦しめることは、さして大きくはあるまいと思ふのであるが、併

しいくらかの困難は否定されない。それ位の困難はいかなることを学ぶにしても伴ふべきことであるから、碁の捨て石同様に心得て我慢させるがよいといふのも、一つの考へ方であるが、又若しこの困難を取り除く適当な方法があるならば、寧ろその方法を実行するがよいとも考へられる。それで、ここに一つの案を述べる。

その方法といふのは、国語の発音符号を制定して、それを仮名遣の外に存在させるといふことである。これは字音語にのみ適用するものでなくして、一般の国語にも、適用すべきものとする。

さてその発音符号をどう定めたらよからう。我が国には仮名に片仮名、平仮名の二種があり、さうして一般の書きもの、印刷物には平仮名が用ひられてをり、片仮名は法律とか官省の公文書類とかの少数の場合に用ひられる慣例になつてゐるが、これらをすべて平仮名に一定して、片仮名をば、外国語の音を表すに用ひてゐる現状を拡張して、国語の発音符号にも適用することとし、さうしてその表記法を一定しようといふのである。その発音符号とする音の表記法は臨時国語調査会の仮名遣案を採用するか、もつと表音的に徹底的なものにするか。調査した上確定するがよい。しかし、国語法上の仮名遣とは認めず、単に発音符号とする以上、徹底的に、合理的で、且便利な方法を採用するもよからう。仮名遣でなく、発

音符号としてならば假令棒引でも反対する人はあるまいと思ふ。

かういふものを制定すれば、字音語の場合は漢字で書く時は、その振仮名の代りにこの発音符号が用ひられることとなる。さうすると、平仮名より片仮名の方が字画が簡易であるから、振仮名の視力を害することも、活字難も幾分緩和されるであらう。さうして、字音語の漢字を忘れた人のこれを仮名書きにする場合には、西洋語を片仮名で発音通りに書いて国文中に入れるのと同様に書くこととする。例へば「蝶」に振仮名をする場合には「蝶チヨウ」とし、漢字を忘れた場合には「チヨウ」として、本文中に入れるのである。併し「蝶」を仮名書きにして本文中に書く場合には「てふ」とするのである。

又これを国語に適用する場合には、或辞書にあるやうに、「かれひ」などとすれば仮名遣とその発音とを同時に教へる便利にもなる。外人に教へ、又児童に教へる場合には、「いふユウフ」としてよい。又これを国定読本に適用する場合には、本文中には字音語の仮名書きも、国語の仮名書きも、すべて歴史的な仮名遣を平仮名で出す。さうして上欄に片仮名でその発音符号を出しておくといふやうにする。又現在振仮名附で出している漢字語の類にも、上欄にその発音符号を出しておくこととする。かうして教へれば、二様の仮名遣を存在せしめずして済むし、又一方には国語の教授を便利にすることとな

る。

かうすることの今一つの重大なる利益をいはう。それは東亜新秩序の建設に邁進してゐる我が国に取つては、今日日本語の海外進出は重大問題である。然るに外地各地に於ては、国語の表記法が区々になつてをり、不統一である上に、内地と違つてゐる。即ち内地では歴史的仮名遣を用ひてゐるのに、外地では発音式仮名遣を用ひてゐるので、折角学んでも内地の新聞雑誌が読めないといふ結果を見てゐる。さうかといつて、外地では到底歴史的仮名遣では教へられない実状であると訴へられてゐる。そこで右の方法を用ふると、内外の統一も出来て、学んだものが役に立つこととなるのであるから、日本語の海外進出にも大に便宜である。往々外地から、日本語を外人に授けるのに歴史的仮名遣では困るから、内地の仮名遣を改めろといふ要求があるが、単に外地の必要の為に内地の仮名遣を改めることは、本末の顛倒で、到底行はれ難いことであるから、かういふやうな、内外の要求を満足させるといふ一案が、この為にも必要であると考へるのである。